

公共下水道施設築造工事施工承認の流れ

1. 目的 公共下水道施設を下水道管理者以外(下水道法第16条)の者が施行(新設・増築・改築等)する場合、下水道管理者が施行を承認するものである。
2. 事例
- ①開発行為等
開発事業者等が開発行為等により下水道施設を施行し、下水道管理者(国立市)にその財産を引き継ぐ場合。
 - ②その他
下水道管理者以外の者が公共下水道施設を何らかの理由により新設・増築・改築等を行う場合。

3. 事務フロー

順序	項目	開発事業者等	国立市下水道課
1.	事前協議	1. 既存施設の調査、公共下水道台帳等閲覧、埋設物調査	事前相談
		2. 事前協議書の提出(1部提出) (※雨水流出抑制指導要綱の該当事業の場合は、当該要綱手続きと兼ねて1部提出) <input type="checkbox"/> 事前協議書(国立市雨水流出抑制指導要綱第1号様式) <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 計画平面図	事前協議
		3. 回答書の受理 (国立市まちづくり条例に該当する開発事業で、「手続き不要」の場合は、回答書(写)を国立市都市計画課に提出)	回答
2.	承認申請	4. 公共下水道施設築造工事施行承認申請書提出 添付書類(各2部提出) <input type="checkbox"/> 申請書(第1号様式) <input type="checkbox"/> 設計図(平面図、縦横断図、構造図等) <input type="checkbox"/> 私道敷地の使用承諾書(第2号様式)…私有地の場合 <input type="checkbox"/> 下水道施設等一覧表(第5号様式) <input type="checkbox"/> 回答書の写し	申請書受理 受理した日から14日以内に承認書を交付。
3.	承認	5. 公共下水道施設築造工事施行承認書受理	承認
4.	国立市まちづくり条例の手続き	6. 公共下水道施設築造工事施行承認書(写)提出 (国立市まちづくり条例:平成28年3月国立市条例第8号に該当するもの) (承認書(写)を開発事業承認申請書に添付 → 国立市都市計画課へ提出)	
5.	道路占用	7. 道路占用許可申請書添付書類の作成 (公道の占用がある場合)	書類受理 受理した後、国立市下水道課が道路占用申請を行う。
6.	工事施行中	8. 工事着手～工事施行中 (中間検査の日程調整、内容変更があった場合に協議)	中間検査実施 内容変更承認事務
7.	工事完了	9. 公共下水道施設築造工事完了届提出 添付書類(各1部提出) <input type="checkbox"/> 完了届(第3号様式) <input type="checkbox"/> 竣工図(平面図、縦横断図、構造図等) <input type="checkbox"/> 施設引継書(第4号様式) <input type="checkbox"/> 下水道等施設一覧表(第5号様式) <input type="checkbox"/> 工事写真(A4アルバム収納)	完了検査実施 書類受理